

# 平成23年度愛知県農薬管理指導士認定試験解答集

平成24年1月

愛知県農林水産部農業経営課

(平成23年度愛知県農薬管理指導士認定試験 解答)

(解答記入欄)

番号	解答欄	番号	解答欄	番号	解答欄	番号	解答欄	番号	解答欄
1	×	11	×	21	○	31	○	41	○
2	×	12	○	22	○	32	×	42	○
3	×	13	○	23	×	33	○	43	×
4	○	14	○	24	×	34	×	44	○
5	×	15	○	25	○	35	○	45	○
6	○	16	×	26	○	36	×	46	○
7	×	17	○	27	○	37	×	47	○
8	×	18	×	28	○	38	○	48	×
9	○	19	○	29	×	39	○	49	×
10	×	20	○	30	×	40	×	50	○

- 1 病害虫防除作業の効果を上げるためには、ほ場における病害虫の発生状況にかかわらず、定められたスケジュールどおりに防除を行うことが必要である。

解答：×

解説：テキスト P17 を参照。

病害虫の発生は季節や年次ごとに大きく変動するため、現在の病害虫の発生状況等、必要な調査を行い、データを解析すること（発生予察）が必要である。

- 2 農薬の登録は、農薬登録申請書のほか、薬効・薬害の試験成績及び農薬の見本があれば、農林水産大臣に申請できる。

解答：×

解説：テキスト P31 を参照。

薬効・薬害の試験成績のほか、人畜に対する各種の毒性、農作物・土壌及び水中における残留性、水産動植物に対する毒性等の試験成績が必要である。

- 3 農薬管理指導士は、農薬の適正使用について自ら率先して行うことが必要であり、他の農薬販売者、農家、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行うことは任務として求められない。

解答：×

解説：テキスト P36 を参照。

農薬管理指導士は、他の農薬販売者、農家、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進に当たることが任務として求められる。

- 4 農薬管理指導士は、農薬取締法など関係法規、農薬の特性や適正使用方法、病害虫の発生生態や防除に関することなどの農薬に関する一般知識を有することが求められるため、都道府県や関係団体が主催する研修会などへの参加、農薬に関する情報収集などによって自らの資質を向上させようとする姿勢が重要である。

解答：○

解説：テキスト P36 を参照。

- 5 農薬取締法で定義されている農薬は、食用農作物においてのみ適用され、草花、芝生、街路樹、山林樹木等には適用されない。

解答：×

解説：テキストP41を参照。

農薬取締法において定義される「農作物」は食用農作物だけでなく、樹木、盆栽、草花、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹も含むほか、肥培管理がほとんど行われていない山林樹木も該当する。

- 6 特定農薬は、①食酢、②重曹、③使用場所と同一都道府県内で採取された天敵の3つが現在、指定されている。

解答：○

解説：テキストP42～43を参照。

- 7 農薬を無償で譲渡する者は、農薬取締法で定義する「販売者」に該当しない。

解答：×

解説：テキスト P50～51 を参照。

農薬取締法では、農薬を販売する者と同様に、所有権の移転を伴う無償の譲渡行為である「授与」を行う者についても「販売者」と定義している。

- 8 毒物劇物業務上取扱者は、「医薬用外」の文字及び白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すれば、飲食物の容器として通常使用される物であっても劇物を移し替えることができる。

解答：×

解説：テキストP62「7）毒物又は劇物の取扱」の項を参照。

法第11条第4項で、毒物又は厚生労働省令（施行規則第11条の4）で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないとされている。これは、法第22条第5項により農家など業務上取扱者にも準用される。

- 9 毒物劇物業務上取扱者は、その取扱いに係る毒物又は劇物を紛失したときは、直ちに、その旨を、警察署に届け出なければならない。

解答：○

解説：テキストP66「14）事故の際の措置」の項を参照。

法第16条の2第2項で、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならないとされている。これは、法第22条第5項により農家など業務上取扱者にも準用される。

- 10 食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、もって国民の食生活の充実を図ることを目的とする。

解答：×

解説：テキスト P69 を参照。

条文第1条に「この法律は、…飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。」と規定されている。

- 11 食品衛生法では、都道府県知事は公衆衛生の見地から、販売用の食品、添加物等の規格基準を定めることができるとされている。

解答：×

解説：テキスト P70 を参照。

条文第十一条第1項に「厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。」とされている。

- 12 食品衛生法のポジティブリスト制度では、残留基準の定められた農薬等をリストとして示し、それ以外の農薬等については「人の健康を損なうおそれがないと認められる量として薬事・食品審査会の意見を聴いて定める量」（一律基準、0.01ppm）を定めており、基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止している。

解答：○

解説：テキスト P71 を参照。

- 13 危険物を貯蔵したり取り扱ったりする場合、指定数量以下であれば、消防法の規制は受けないが、市町村の火災予防条例の規制を受けることがある。

解答：○

解説：テキスト P81 及び講義資料の図を参照。

指定数量以上の危険物の貯蔵又は取り扱いについては、消防法の規制を受け、許可等が必要となる。

指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱いについては、火災予防条例の規制を受け、指定数量の1/5までは少量危険物の届出が必要となる。

- 14 危険物の運搬については、取扱量の多少にかかわらず、技術上の基準が定められており、届出は不要である。

解答：○

解説：テキストP81及び講義資料の図を参照。

運搬に関する技術基準は、量の多少にかかわらず、消防法で定められているが、貯蔵・取扱いとは異なり、届出は必要ない。

- 15 農薬の「種類名」は、農林水産省が農薬登録の際、命名するもので、その農薬に含まれる有効成分の「一般名」に剤型名を付して命名される。また「商品名」は農薬を商品として販売される場合の名前である。

解答：○

解説：テキスト P87、「(1) 農薬の名前」の項を参照。

- 16 農薬は、用途別に殺虫剤、殺菌剤、除草剤などに分類される。しかし、農作物を加害するねずみの防除に用いられる殺そ剤や農作物等の生理機能の増進等に用いられる植物生長調節剤は、農薬取締法上の農薬に分類されない。

解答：×

解説：テキスト P 87～88、「(2) 用途別分類」の項を参照。

植物生長調節剤（農薬取締法の定義では「農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤」）および農作物を害するねずみの防除に用いられる殺そ剤は、農薬取締法の農薬として扱われる。

- 17 殺虫剤の作用機構として、神経機能阻害、エネルギー代謝阻害、キチン生合成阻害などがある。有機リン系殺虫剤は、神経化学伝達物質であるアセチルコリンを分解するアセチルコリンエステラーゼを阻害することにより殺虫作用を発揮する。

解答：○

解説：テキスト P92～94、「(2) 作用機構 1) 殺虫剤」の項を参照。

- 18 農薬の開発に当たって、理想的な農薬の具備すべき条件は、①目的の効果があり、少量で効くこと、②高等動物に毒性が低いこと、③残効性、残留性が長いこと、④薬剤抵抗性がつきやすいこと、などが挙げられる。

解答：×

解説：テキスト P96、「農薬の開発 (1) 理想の農薬」の項を参照。

残効性、残留性が長すぎると、意図しない作物残留、環境生物への影響や環境汚染などの問題が生じる恐れがあることから、残効性、残留性が適当であることが望ましいとされている。また、薬剤抵抗性はつきにくいことが望ましい。

- 19 農薬散布時の気象条件として、風・雨・気温などを考慮しなければならない。したがって、気温の関係から農薬の散布時間は、朝夕の上昇気流のない時に行う。

解答：○

解説：テキスト P105～106 を参照。

一般的には、地表面の温度が高い日中では上昇気流が起こり、粉剤や散布液の細かい粒子は舞い上がる。そのため、上昇気流がおさまり比較的風が少ない朝夕の散布が理想的と言える。

- 20 除草剤はドリフトすると薬害が問題となるため、通常は噴霧粒径が極めて大きいノズルを使用すべきである。

解答：○

解説：テキスト P108 を参照。

- 21 水稻防除において、走行速度に連動して散布量が調節できる機構を取り入れた乗用管理機を使用することができる。この散布法の特徴は、稲体の近接真上から薬液を散布するためドリフトが少なく、しかも付着が均一で付着率の高いことから、散布薬量の低減が可能である。なお、散布量は $25\frac{kg}{10a}$ となっている。

解答：○

解説：テキスト P108 を参照。

22 農薬の安全性評価では、残留農薬による消費者への健康影響、散布者への健康影響、水系汚染、水産動植物やミツバチなどの有用生物に対するリスク等について科学的に評価がなされている。

解答：○

解説：テキスト P115～116、「1. 農薬のリスク」の項を参照。

23 急性毒性試験は、短期間に多量の農薬を摂取した場合の毒性情報を得るために実施され、使用時に暴露する場合や誤飲した場合の影響評価のために用いられる。また、慢性毒性試験（長期毒性試験）は、長期間に微量の農薬を摂取した場合の毒性情報を得るために実施され、農家や防除業者が防除作業を通じて農薬を摂取した場合の影響評価のために用いられる。

解答：×

解説：テキスト P118、「安全性評価（2）毒性試験の概観」の項を参照。

慢性毒性試験は、消費者が農作物（食品）を通じて農薬を摂取した場合の影響評価のために用いられている。

24 ADI とは、一日摂取許容量とも呼ばれ、その農薬をヒトが一生涯、毎日摂取しても健康への悪影響がないと推定される量である。ADI は、日本人の平均体重 53.3 kg 当たりの一日摂取量で表わされる。

解答：×

解説：テキスト P119 を参照。

ADI は、体重 1 kg 当たりの許容される一日摂取量であり、これに日本人の平均体重（53.3 kg）を乗じることにより、日本人 1 人当たりの一日摂取許容量となる。

25 現在登録されている農薬については、ラベルに表示された使用方法を守って使用すれば、農薬が基準を超えて残留し、これによって国民の健康が脅かされる恐れはないといえる。

解答：○

解説：テキスト P120 を参照。

26 水質汚濁性農薬とは、相当広範な地域において、まとまって使用されるときに、一定の自然条件のもとで、水産動植物に著しい被害を生ずる恐れがあるか、公共用水域の水質汚濁が生じ、その水の利用が原因となって人畜に被害が生じる農薬のことである。そのため、都道府県知事は使用地域を限定することができる。

解答：○

解説：テキスト P124 を参照。

27 鳥類に対する影響評価として、農薬登録では、使用場面、剤型などを考慮のうえ、必要に応じて試験成績が求められる。ウズラやマガモ等を用いて経口毒性試験を行い、その結果、強い毒性が認められる場合には、混餌投与毒性試験も実施され、鳥類への影響が精査されている。

解答：○

解説：テキスト P125 を参照。

28 農薬を使用する者は、農林水産省・環境省令第5号（平成15年3月7日）により農作物等に害を及ぼさないようにすることが責務として定められている。

解答：○

解説：テキスト P131 を参照。

29 食用農作物及び飼料用農作物に対して農薬を使用する場合は、①適用農作物、②使用量又は濃度、③使用時期（収穫前日数）の3つの事項は遵守しなければならないが、総使用回数は守らなくてもよい。

解答：×

解説：テキスト P132～133 を参照。

遵守義務としては、①適用農作物、②使用量又は濃度、③使用時期（収穫前日数）の他、④総使用回数が挙げられる。

30 農薬の散布時には、マスクや手袋などの保護具を装着する必要があるが、散布液の調製時には、保護具を装着する必要はない。

解答：×

解説：テキスト P146 を参照。

散布液の調製時には、濃厚な農薬に触れる機会が多いため、保護具を必ず着用する。

31 農薬による中毒事故は、農薬の保管管理や作業管理の不良によるものが多いため、使い慣れた農薬でもラベルの記載事項を守り、必要な保護具を着用して散布する。

解答：○

解説：テキスト P144～146 を参照。

32 農薬散布にあたっては、農薬の剤型を選択することにより、散布者への被曝は少なくなる。固形の剤型では、DL 粉剤＞粉剤＞微粒剤＞粒剤の順で、散布者への付着が少なくなる。

解答：×

解説：テキスト P 147 を参照。

散布者への付着は、粉剤＞DL 粉剤＞微粒剤＞粒剤の順で少なくなる。

33 農薬の保管は、法令にしたがって毒物・劇物に該当する農薬はもちろん、それ以外のものでも保管庫に必ず鍵を掛けて保管する。

解答：○

解説：テキスト P148 を参照。

34 毒物・劇物に該当しない農薬は、他容器へ小分けにすることができる。

解答：×

解説：テキスト P148 を参照。

毒物・劇物に該当する農薬は、毒物及び劇物取締法によって、食品に使われる容器に移し換えることが禁止されている。その他の農薬にあっても、誤使用や誤飲する例があるので、危害防止上、他の容器に移し換えてはならない。

35 住宅地やその周辺等で農薬を使用する場合は、周辺の住民に対して、事前に、農薬の使用目的、散布日時、使用農薬の種類等について、回覧板やチラシなどを利用して十分周知する必要がある。

解答：○

解説：テキスト P149 を参照。

36 子供や通行人が近寄るおそれのある公園、街路樹等の防除では、事前に周知されていれば、立て札・立て看板等の表示を行わなかったり、散布区域内に関係者以外の者が入らないよう配慮する必要はない。

解答：×

解説：テキスト P149 を参照。

散布作業中や、薬液が乾くまでに間は、見張り役を置いたり、立て札・立て看板等の表示を行い、散布区域内に関係者以外の者が入らないよう最大限の配慮が必要とされている。

37 農薬の登録に当たっては水産動植物についての毒性等安全性が審査されているため、散布器具・容器の洗浄水は河川・湖沼・海域等へ流入しても問題はない。

解答：×

解説：テキスト P151 を参照。

散布器具・容器の洗浄水、容器・空袋などの後始末にも十分気をつけなければならない。

38 タンクやホースの洗浄が不十分で、薬液を残したまま別の作物に使用することにより、不慮の農薬残留につながるおそれがある。

解答：○

解説：テキスト P156 を参照。

39 植物の病気は、主因（病原体があること）、素因（植物の素質）及び誘因（気象その他の環境条件）の3者が揃ったときに発生する。

解答：○

解説：テキスト P159 を参照。

主因である病原体があっても、3要因がすべて揃わないと病気は発生しない。

40 植物病原細菌は植物表皮組織、自然開口部（気孔、水孔など）、傷などから侵入する。

解答：×

解説：テキスト P163 を参照。

植物病原細菌の植物組織への侵入は、気孔、水孔などの自然開口部と風雨・

昆虫などによる傷口からであり、細菌自ら植物表皮組織を破壊して侵入することはできない。

- 41 ウイルス病は主に昆虫などによる媒介と罹病植物との接触によって伝播するので、媒介昆虫を殺虫剤により防除することがウイルス病防除の一つの方法である。

解答：○

解説：テキスト P168、172 を参照。

- 42 総合的病害虫・雑草管理（IPM）とは、抵抗性品種や微生物農薬の利用など生物的な方法を中心とし、化学薬剤を調和・補完的に使い、耕種的、物理的な方法も適宜組み合わせて防除することである。

解答：○

解説：テキスト P175 を参照。

- 43 ハダニ類、サビダニ、コナダニなどのダニ類は昆虫の仲間なので、足は6本である。

解答：×

解説：テキスト P176 を参照。

ダニ類はクモの仲間では足は8本である。

- 44 キチン合成阻害剤や幼若・脱皮ホルモン様活性剤は昆虫幼虫の成育を阻害することによって死亡させるので、昆虫成長制御剤（IGR 剤）と呼ばれている。

解答：○

解説：テキスト P180 を参照。

- 45 害虫の防除法はいくつかに分類できるが、黄色灯を利用したヤガ類の防除は物理的防除である。

解答：○

解説：テキスト P184 を参照。

46 殺虫剤抵抗性害虫の対策として、同一の薬剤の連用を避けることと、系統の違う作用性の異なる薬剤をローテーションして使用することが必要である。

解答：○

解説：テキスト P189 を参照。

47 水田では除草剤を水田中にできるだけ均一に長く保持することが基本である。したがって、代かきを丁寧に行い田植え前7日間は落水しないようにするとともに、漏水を防止し、散布後7日間は田面が露出しないように差し水程度で管理し、かけ流しは行わない。

解答：○

解説：テキスト P204 を参照。

48 除草剤の使用時期は除草効果が最も高い時期であり、この時期を多少はずして散布しても作物には安全であるため、必ずしも守らなくてもよい。

解答：×

解説：テキスト P204 を参照。

除草剤の使用時期は作物の安全性からも考慮されている。この時期以外に散布すると、「薬害が発生する」、「作物に農薬が残留する」などの危険性がある。したがって、使用時期は守らなくてはならない。

49 植物成長調整剤は、作物の生育促進のためだけに用いられる。

解答：×

解説：テキスト P205 を参照。

作物の生育抑制、開花期や熟期の調整、収穫物の品質保持や調整などにも利用される。

50 植物成長調整剤は極微量で効果を発揮するが、少ないと効果が落ち、多すぎると逆効果を示す場合がある。また、使用時期がかなり限定される場合がある。

解答：○

解説：テキスト P208 を参照。